

## @wikiアカウント譲渡希望の対応フローについて

管理放棄の疑いがあるウィキが存在し、アカウント譲渡を希望される場合は、以下の譲渡対応フローをよくお読みになった上でご連絡下さい。

なお、当事者間でのアカウント譲渡の場合にもお手数ですが@ウィキにその旨をご連絡ください。

- ▶ [1. 譲渡要望を管理者と直接行う](#)
- ▶ [2. 譲渡要望の旨を@ウィキにご連絡を取る（管理者から連絡がない場合）](#)
- ▶ [3. @ウィキから譲渡要望が上がっていることの通知および告知](#)
- ▶ [4. 譲渡条件・処理](#)
- ▶ [5. FAQ](#)
- ▶ [6. 注意事項](#)

## 1. 譲渡要望を管理者と直接行う

[ツール] -> [このwikiの管理者に連絡] から

「あなたのお名前」 : 管理人及び当該wiki上で公開してもよい、お名前または、IDなど  
「あなたのメールアドレス」 : 管理人及び当該wiki上で公開してもよいメールアドレス  
「件名」 : wikiの譲渡要望申請  
「本文」 : 【wikiの譲渡要望申請】

管理人及び当該wiki上で公開してもよい文章  
(譲渡希望の理由、管理人へのメッセージなど) :

譲渡条件が満たされ、譲渡要望wikiのアカウントを引継いだ場合、  
管理人として利用規約を遵守し、コンテンツの内容・管理に全責任を負います。

スパム対策の都合上、お問い合わせフォームにURL記述はできない仕様となっております。  
上記に沿って記載し「投稿」して頂き管理人に直接、譲渡依頼して頂きます。

管理人から譲渡申請承諾の連絡があり

- ▶ 現管理者と譲渡希望者の当事者間でアカウント譲渡について合意されていること
- ▶ @wikiから連絡が取れること（有効なメールアドレスの登録）
- ▶ 該当ウィキに対して責任を負ってして管理頂けること
- ▶ @wikiの利用規約に沿うこと

であれば当事者間でのアカウント譲渡に問題ありませんので、  
当事者間でご対応下さい。

具体的には、下記のフローを参考に  
処理を進めて頂きますようお願い致します。

1. 現管理者のメールアドレスを、新管理者のものに変更（必須）
2. パスワードの変更（適宜）
3. 現管理者から新管理者に、1の変更の旨およびパスワードを連絡
4. 新管理者から@wikiに、アカウント譲渡が完了した旨を連絡

なお、上記処理が完了した場合、新管理者は、当該wikiのコンテンツに対し  
コンテンツの管理・削除などを含め内容に全責任を負って対応して頂きます。

## 2. 譲渡要望の旨を@ウィキにご連絡を取る（管理者から連絡がない場合）

「1.譲渡要望を管理者と直接行っていただく」を行い10日程待っても管理者から連絡がない場合、以下の手順で譲渡処理を行います。

次のテンプレートをお使い頂き、@wikiにご連絡頂きますようお願い致します。

### 【wikiの譲渡要望申請】

1. 譲渡要望wikiのURL：
2. 管理人及び当該wiki上で公開してもよいメールアドレス：
3. 管理人及び当該wiki上で公開してもよい文章（譲渡希望の理由、管理人へのメッセージなど）：

譲渡条件が満たされ、譲渡要望wikiのアカウントを引継いだ場合、管理人として利用規約を遵守し、コンテンツの内容・管理に全責任を負います。

なお、【wikiの譲渡要望申請】の内容につきましては経緯説明のため当該wikiの管理人へメール転送し、当該wiki上にて一般公開致します。

@wikiへの譲渡要望のご連絡の際には、必ず「2. 管理人及び当該wiki上で公開してもよいメールアドレス」のメールアドレスからご連絡頂きますようお願い致します。

以下の一文は、必ず添えてご連絡頂きますようお願い致します。

**「譲渡条件が満たされ、譲渡要望wikiのアカウントを引継いだ場合、管理人として利用規約を遵守し、コンテンツの内容・管理に全責任を負います。」**

## 3. @ウィキから譲渡要望が上がっていることの通知および告知

譲渡要望を頂いた場合は、

1. @ウィキから該当ウィキ管理人へ通知
2. 該当ウィキ上で@ウィキ宛に譲渡要望がきていることの記載（基本的にトップページを予定しておりますが、その限りではありません）
3. 該当ウィキ上で【wikiの譲渡要望申請】の内容の記載

を行い、1週間の猶予を持ちます

## 4. 譲渡条件・処理

1週間経過後、下記の総ての条件が満たされた場合は、@ウィキはアカウント譲渡希望者に対して該当アカウントの譲渡対応を行います。

1. @ウィキから該当ウィキ管理人への連絡に対して、該当ウィキ管理人から譲渡を拒否する旨の返答が無い

該当ウィキ上での告知欄に対して、@ウィキ宛に第三者から異議・譲渡要望の問い合わせが無い

- 2.
3. 該当ウィキ管理者から譲渡希望者に対して直接の連絡、もしくは該当ウィキ内に譲渡要望に対する拒否および今後の管理方針の記述が無い

2に関して、第三者から、異議・譲渡要望の問い合わせが有る場合は、直接ご協議いただきますよう手配いたしますので、よろしくご依頼致します（なお、譲渡要望申請者が複数人の場合は、【補足事項1】をご参照下さい。）。

3に関しては、@ウィキ側で厳密に把握できませんので、1週間経過し問題継続している場合は再度ご連絡いただきますようお願い致します。

1週間経過後に譲渡希望者から@ウィキ宛にご連絡いただいた際に、上記条件を確認いたします。

1,2,3の総ての条件に該当する場合は、利用規約に基づき該当ウィキに対して管理者が管理責任を追っていただけ無いと判断し、アカウント譲渡希望者に対して@ウィキ側で譲渡処理を行います。

2,3の条件のみに該当する場合(@ウィキ宛にのみ連絡)は、@ウィキから該当ウィキ管理者に対して72時間以内に3の対応いただけるよう通知をいたします。

72時間以内に対応いただけない場合には@ウィキ側で譲渡処理を行います。

### 【補足事項1】

譲渡要望申請者が複数人の場合には、@ウィキにご連絡頂きましたそれぞれの【wikiの譲渡要望申請】の内容を告知ページにて掲載させていただきますので譲渡要望申請者間でご協議頂き、アカウント譲渡希望者を1人にご確定下さい。ご協議の結果、アカウント譲渡希望者が1人に確定しましたら、譲渡要望を申請されていた全員から、誰が最終的に譲渡希望者になったのか、その旨を添えて@ウィキ宛にご連絡頂きますようお願い致します。

- ・最初の譲渡要望申請者の告知から1週間経過している
- ・譲渡条件を全て満たしている
- ・アカウント譲渡希望者が1人に確定した旨のご連絡を譲渡要望申請者全員から頂いている

上記3つの条件が揃っている場合に、利用規約に基づき該当ウィキに対して管理者が管理責任を追っていただけ無いと判断しアカウント譲渡希望者に対して@ウィキ側で譲渡処理を行います。

## 5. FAQ

- ▶ あらしが発生しているなど緊急を要する場合は？
  - ▶ 譲渡希望処理の開始を条件として、その旨を@ウィキ側にご連絡頂ければ、一時的に@ウィキが代理として対策処理を検討いたします。
- ▶ 譲渡希望者が複数人存在する場合は？
  - ▶ 当事者間でご協議いただきますようお願い致します。なお協議内容は該当ウィキ内で公開することを前提といたします。
- ▶ 管理対応をすると連絡があったが、されない場合
  - ▶ 再度の譲渡要望をお願い致します。ただし2回目からは管理者による該当ウィキに対して今後の管理方針の明記を必須といたします。

## 6. 注意事項

- ▶ 注1: 上記は、2008年07月03日時点での方針であり、今後、問題点やユーザ様からのご意見などを元に予告無しに変更される可能性があります。

注2: ページ内容に「管理人のみ閲覧可能なページ」などがあった場合は、特定ページの削除などを行ったうえで

- ▶ 譲渡対応を行うなど上記の限りではないことをご了承ください。
- ▶ 注: 2008年7月3日 条件を一部修正いたしました。
- ▶ 注: 2008年9月2日 テンプレート【wikiの譲渡要望申請】についての記載を追加いたしました。
- ▶ 注: 2009年4月3日 条件を一部修正いたしました。
- ▶ 注: 2009年5月19日 補足事項 1 を追加いたしました。